

【申請時の注意事項】

下記要件を満たさない場合には、補助金申請ができませんので申請の際にご確認下さい。

1 空き家等とは

市内に所在する居住家屋又はこれに付属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及び、その敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいいます。

2 空き家解体の条件

同一敷地内に居住家屋（空き家）及び付小屋等（付属建物）がある場合は、全ての解体撤去が補助対象の条件となります。空き家だけ解体し、付属建物を残す場合は補助対象外です。また、本宅が近接している空き家は、付属建物とみなします。

3 空き家等調査の同意について

対象事業の補助決定を行うため、各調査が必要となりますので、同意下さるようお願いいたします。

各補助額の決定は、危険老朽空き家の測定基準調査により行い、評定が200満点中100点を超えた場合補助額は、50万円限度額、100点を下回った場合は、20万円を限度額とします。

4 市税について

市税の滞納がある場合は、補助事業の対象となりません。

5 建築年

築40年未満は、補助対象外です。建築年は課税明細書（固定資産税）からも確認できます。

6 解体工事業者

補助対象の場合、解体業者は市内の法人・個人業者で建設業法の許可がある等の制約あります。

7 解体工事見積金額

解体・処理費を見積下さい。

※解体後の処理も必要です、解体のみでは補助対象となりません。

空き家（居住家屋）を解体した場合、住宅用地の特例の対象外となり土地
の固定資産税の額が高くなる可能性があります。詳細に関しては税務課（T
ELO187-43-1117）に御確認をお願いします。
